

船橋市商店会連合会事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、商業振興の円滑な推進を図るため、船橋市商店会連合会（以下「商店会連合会」という。）に対し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において船橋市商店会連合会事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業として行われるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 商店街組織強化対策事業
- (2) 商店街振興対策事業
- (3) 商店街空き店舗対策事業
- (4) 地域商店街元気事業
- (5) 商店街賑わい対策事業
- (6) 商店街販売促進事業
- (7) 商店街環境整備促進事業
- (8) 商店会情報交換会等開催事業
- (9) 商店会連合会広報等情報提供事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。

2 補助対象経費は消費税及び地方消費税相当額を減額した額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額（国、地方公共団体等から補助金等を受けの場合にあっては、補助対象経費の額から当該補助金等の額を控除した額）に2分の1を乗じて得た額（商店会連合会を構成する商店会が補助事業について負担金を支出する場合であって、当該乗じて得た額が補助対象経費の額から当該負担金の額を控除した額を超えるときは、当該控除した額）とし、補助事業ごとに算出するものとする。

(交付申請)

第5条 商店会連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、船橋市商店会連合会事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) 役員名簿
- (5) その他市長が認める書類

(決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、船橋市商店会連合会事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)によるものとする。

(計画変更等の承認申請書)

第7条 商店会連合会は、規則第10条の規定により承認を受けようとするときは、船橋市商店会連合会事業費補助金計画変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 商店会連合会は、規則第12条の規定により実績を報告するときは、船橋市商店会連合会事業費補助金実績報告書(第4号様式)に収支決算書及び事業報告書を添えて市長に提出しなければならない。

(額の確定等)

第9条 市長は、規則第13条の規定により補助金の額を確定したときは、船橋市商店会連合会事業費補助金交付確定通知書(第5号様式)により通知する。

(概算払)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、概算払により交付できる額は、船橋市商店会連合会事業費補助金交付決定通知書に記載された補助金交付額を上限とする。

2 前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとする商店会連合会は、船橋市商店会連合会事業費補助金概算払請求書(第6号様式)により、

市長に請求しなければならない。

(概算払の精算)

第 1 1 条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた商店会連合会は、第 9 条による通知を受けたときは、船橋市商店会連合会事業費概算払精算書(第 7 号様式)により精算手続きを取るととともに、不足が生じた場合にあっては不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

(決定の取消通知)

第 1 2 条 規則第 8 条第 3 項において準用する規則第 6 条の規定による通知は、船橋市商店会連合会事業費補助金交付決定取消通知書(第 8 号様式)によるものとする。

(返還命令)

第 1 3 条 規則第 1 6 条の 2 の規定による返還命令は、船橋市商店会連合会事業費補助金返還命令書(第 9 号様式)により命ずるものとする。

(帳簿及び証拠書類の整備)

第 1 4 条 商店会連合会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿(以下、「帳簿」という。)を備え、当該収入及び支出について証拠書類(以下、「証拠書類」という。)を整備し、かつ、帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日から 1 0 年間保管しなければならない。

(補則)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行し、平成 1 8 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

補助対象	報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告費）、使用料及び賃借料、委託費
------	--

第1号様式

船橋市商店会連合会事業費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

下記のとおり、船橋市商店会連合会事業費補助金を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額

円

第2号様式

船橋市商店会連合会事業費補助金交付決定通知書

号

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付申請のあった船橋市商店会連合会事業費補助金の
交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第3号様式

船橋市商店会連合会事業費補助金計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け 号で交付決定のあった船橋市商店会連
合会事業費補助金を計画変更・中止・廃止したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更又は中止（廃止）の理由
- 2 変更又は中止（廃止）年月日
- 3 補助事業の内容（計画変更の場合）
変更前
変更後

第4号様式

船橋市商店会連合会事業費補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付け

号で交付決定のあった船橋市商店

会連合会事業費補助金に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

1 事業に要した経費及び補助金交付決定額

(1) 補助事業に要した経費 円

(2) 交付決定額 円

2 補助事業完了年月日 年 月 日

第5号様式

船橋市商店会連合会事業費補助金交付確定通知書

号

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付で実績報告のあった船橋市商店会連合会事業費補助事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額

円

第 6 号様式

船橋市商店会連合会事業費補助金概算払請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付 号で交付決定のあった船橋市商店会連合会
事業費補助金について、下記のとおり概算払請求します。

記

概算払請求額

円

第7号様式

船橋市商店会連合会事業費補助金概算払精算書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名

代表者名

所在地

概算払を受けた船橋市商店会連合会事業費補助金について、下記のとおり精算
します。

記

戻入(返納)額	円
---------	---

概算払額	円
精算金額	円
差引残額	円
過給(不足)額	円

第 8 号様式

船橋市商店会連合会事業費補助金交付決定取消通知書

号

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付けの船橋市商店会連合会事業費補助金の交付決定については、下記理由により取り消しましたので通知します。

記

取り消しの理由

第9号様式

船橋市商店会連合会事業費補助金返還命令書

号

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付申請のあった船橋市商店会連合会事業費補助金について、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

返還すべき金額				円
返還期限	年 月 日 まで			
返還を命ずる理由				
返還方法				
交付決定年月日	年 月 日	文書番号	号	
交付決定額				円
既交付額	年 月 日 交付			円
	年 月 日 交付			円
	年 月 日 交付			円
	計			円
交付確定額				円